

医療機関・施設長 様

一般社団法人山形県放射線技師会

会長 児玉 潤 郎



診療放射線技師の業務範囲の見直しについて

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会の事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、表題の診療放射線技師の業務範囲の見直しにつきましては（平成 27 年 3 月 31 日医政医発 0331 第 2 号）、厚生労働省医政局課長通知をもって、都道府県を経由して各医療機関へ周知されたところですが、時間の経過もあり、本会から再度、見直し内容につきまして、下記の通りお知らせすることと致しました。

医療機関などの責任者の皆様には、診療放射線技師の資質向上と医療安全の確保につきまして、ご理解とご協力を賜り、当該研修への参加をご指導くださいますよう、お願い申し上げます。

謹白

記

1. 診療放射線技師の業務範囲に新たに追加された行為は、以下の 3 つであること。
 - (1) 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
 - (2) 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
 - (3) 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから空気を吸引する行為

2. 新たな業務の研修に関する留意事項

診療放射線技師が新たな業務を行うに当たっては、法令により、研修の受講が義務付けられているものではないが、その養成課程において新たな業務に係る教育を受けていない診療放射線技師については、医療安全の確保の観点から、新たな業務を行うに先立って、公益社団法人日本診療放射線技師会が実施する研修を受ける必要があること。

※上記下線の通り、新たに追加された業務範囲について実施を予定している診療放射線技師は、医療安全の確保の観点により、日本診療放射線技師会が実施する研修を受ける必要がありますので、ご指導くださいますようお願い申し上げます。